

地域医療の課題解決に向けた事業提案の募集

地域の取組を応援します！

本事業は、地域の皆さまで協力して課題の解決に取り組んでいただくことにより、地域の実情に応じた適切な医療提供体制を構築していくことを目的としています。

地域で連携して事業に取り組み、現場の発想で地域の医療をよりよくしていきましよう！

自由なアイデアを求めます！

地域の課題解決と病床の機能分化・連携に寄与する取り組みであれば、提案内容は自由です。事業成果は今後の県施策にも反映していきたいと考えていますので、より多くのアイデアをご提案ください。

応募要領

- 応募対象者 県内に所在する医療機関を含む連携チーム
※個人又は法人が申請を代表してください。
※行政（市町村、保健所）が連携チームに参加することも可能です。
- 事業要件
 - ①事業期間 平成31年3月31日を超えない期間
 - ②事業内容 地域医療構想策定の議論の過程や構想策定後の議論により明らかとなった地域の課題解決に具体的に寄与し、かつ、病床の機能分化・連携に寄与する取組
 - ③その他 圏域の合意が得られた事業計画が応募の対象となります。事業の応募にあたっては、必ず事前に管轄保健所にご相談ください。
- 補助基準
 - ①基準額 4,000千円 ②補助率 2/3
 - ③補助対象経費 人件費(※)を除く、取組の実施に必要な経費。
※当該事業の実施のため専用で雇用する臨時職員、アルバイトの賃金・報酬は補助対象として認めます。
- 応募締切 平成30年4月27日（金）
- 応募方法等
応募様式を健康福祉部医療政策課在宅医療推進スタッフ 圏域課題解決推進事業担当 まで郵送又は持参してください（様式等の詳細は、島根県ホームページをご覧ください。）
島根県HP [トップ](#)>医療・福祉>健康・医療>医療>島根の医療>医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画>計画に基づく補助事業
http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryoku/iryoukaigo-kenkeikaku.html
- 事業の選定
島根県が設置する審査委員会において選定後、概ね5月中に結果を通知します。
- その他
原則として、応募者には審査委員会への事業説明をしていただきます。
事業実施後、県が開催する公開の事業報告会で成果の発表をしていただきます。

お問い合わせ 島根県健康福祉部医療政策課在宅医療推進スタッフ
電話0852-22-6682